

2018年度(第38回)四国クラブ対抗決勝競技
(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催: 四国ゴルフ連盟

開催日: 平成30年8月7日(火)

開催コース: 徳島県 レオマ高原ゴルフ倶楽部

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ2打の罰とする

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27)
アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義40参照)
2. 異常なグラウンド状態(規則25)
 - a. 修理地は青杭で標示し、白線がその限界を示す。(定義24参照)
 - b. パッティンググリーン前後のペイントマークとスルーザグリーンの芝を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則 25-1b に基づく救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード・(ラテラル・ウォーターハザードを含む) (規則26)
 - (a)ウォーターハザードの限界が片側だけで定められている場合、そのウォーターハザードやラテラル・ウォーターハザードは無限に広がっているものとみなす。
 - (b)ウォーターハザードの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。
4. 障害物(規則24)
 - a.排水溝及び距離標示杭は動かさない障害物とみなす。
 - b.動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
 - c.動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
 - d.グリーンに近接する動かさない障害物について、付属規則 I (A)4 を適用する。
 - e.添え木を施してある若木の保護について付属規則 I (A)2bを適用する。
5. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡
パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則16-1Cに基づき修理することができる。
6. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディー、またそのいずれかの携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その動かされた球やボールマーカーは規則18-2, 規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注:パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象のけっかとして動かされたものと判断した場合、その他球は新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
7. 地面に食い込んでいる球の救済
付属規則 I (A)3a を適用する。
8. コースと不可分の部分
 - (a)巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分
 - (b)ウォーターハザード内にある護岸用の構築物

9. 「規則6-6d 例外」の修正

どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

《 競 技 の 条 件 》

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

(a)適合ドライバーヘッドリスト(付属規則 I (B)1a)を適用する。

(b)公認球リスト(付属規則 I (B)1b)を適用する。

3. 険悪な気象状況によるプレーの中断(規則 6-8b 注) 付属規則 I (B)4 を適用する。 通報は以下の通り。

プレーの即時中断: 1回の長いサイレン。

プレーの中断: 連続する3回のサイレン(繰り返し)

プレーの再開: 2回のサイレン(繰り返し)

注: 険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放を宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習したプレーヤーは参加を取り消されることがある。

4. ホールとホールの間での練習(規則 7-2 注 2) 付属規則 I (B)5b を適用する。

5. 移動 ラウンド中の共用ゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。

カートは共用するプレーヤーが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時はすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がカートを運転していたときは、そのカートとそれに乗っている人や物はすべてそのプレーヤーの携帯品とみなす。

6. キャディー 正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。 この条件の違反の罰は付属規則 I (B)2を適用する。

7. スコアカードの提出(裁定6-6c/1) スコアリングエリア方式を採用する。

8. 順位の決定

参加選手6名のうち上位5名の合計打数により決定し、合計打数が等しいときは、参加選手の第6位の打数により決定し、なお同打数のときは同位のベストスコアの少ない方が優先し、なお同打数のときは順次第2位以下の打数の少ない者より順位を決定する。

10. 競技終了時点 本競技は、優勝クラブに優勝杯が贈呈された時点をもって終了したものとみなす。

11. チーム競技でのアドバイス

(1) 自チームのメンバーにアドバイス(パットの線の指示も含む)を与えることのできる人 1名だけ指名することができる。

(2) アドバイスを与えることのできる人の氏名(チームのプレーヤー以外の人であること。尚、監督はアドバイザーを兼ねることができる。)は前もって委員会に届け出なければならぬ。

監督及びアドバイザーはティインググラウンド上、及びグリーン上への立入りを禁止すると共にカートの使用も禁止する。

尚、監督及びアドバイザーは局外者ではなくチームのプレーヤーサイドの人であり、その違反についてはプレーヤー又はチーム全員に責任が及ぶことがある。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加変更のあるときはスターティングテント内及びハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
3. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
5. 監督、アドバイザー、選手の変更は当日の監督会議を最終締め切りとする。
(なるべく前もって四国ゴルフ連盟事務局まで連絡すること)
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 山中健太郎